加入

組合員になったとき

1)組合員証(保険証)について



• 給付貸付課資格担当

TEL.03-5320-6826

1 組合員証(保険証)の発行

新規に公立学校共済組合の組合員資格を有したときに、組合員証(保険証)を発行します。

提出書類:一般組合員資格取得届書〔用紙No本人1〕

添付書類:発令通知書の写し等(職員番号の記載されているもの)、その他以下の書類等

| 20歳以上の組合員の方 | 基礎年金番号を一般組合員資格取得届書に記入してください。 |
|------------------------|---|
| 扶養する家族がいる方 | 「被扶養者申告書」等を提出してください。 |
| 厚生 (共済) 年金の受給権が ある方 | 「年金受給権者再就職届書」 および年金証書の原本を年金担当に提出してください。 |

新規採用、臨時的任用による任用や人事異動により他共済から転入となったときは、公立学校共済組合東京支部の組合員資格の取得届出により、届出後に組合員証(保険証)を発行します。

- ※ 年度当初4月の採用・任用等の場合に限り、別途通知により手続をしていただきます。
- ※ 年金関係書類等、条件により追加で提出をしていただく場合があります。

2 任用期間が延長となったとき

提出書類:組合員情報変更訂正届〔用紙No本人2〕 添付書類:発令通知書の写し等

期限付任用の更新や産休代替に引き続き育休代替への任用など、任用期間が延長になったときは、 組合員期間を延長するため、上記書類により手続を行います。

3 氏名が変更となったとき

提出書類:組合員情報変更訂正届〔用紙No.本人2〕

添付書類:組合員証、戸籍謄(抄)本(婚姻等の受理証明書でも可)の原本(確認後返却します。)

被扶養者がいる場合に被扶養者の氏名変更も行う場合は、被扶養者に関する書類も必要となります (P8参照)。

4 住所が変更となったとき

提出書類:組合員情報変更訂正届〔用紙No本人2〕 添付書類:不要

| (ア)教育庁人事部の教職員給与 | 電算にて変更手続を行うことで、 | 被扶養配偶者がいる場合 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| システム電算、総務局電算、 | 住所の変更が共済組合にも反映 | は、国民年金第3号住所変 |
| 都立大学電算 | されるため手続は不要です。 | 更届を提出してください(P |
| (イ) 上記以外 | 手続が必要です。 | |

(5) 組合員証(保険証)等を紛失・損傷したとき

提出書類:組合員証等再交付申請書〔用紙No.再交付申請〕 添付書類:損傷の場合=組合員証

紛失の場合、最寄りの警察署に遺失届出を行うことで、発見された場合に連絡が受けられます。 紛失した組合員証が発見された場合は、所属の事務担当者を通じて返却してください。



2) 保険料(掛金) について



● 福利厚生課経理担当

TEL.03-5320-6822

保険料(掛金)は、公立学校共済組合員の資格を取得した日の属する月から徴収します。また、介護掛金は、40歳に達した日(誕生日の前日)の属する月から徴収します。その額は標準報酬月額に基づき算定します。 保険料(掛金)の徴収は、毎月の給与および期末・勤勉手当から控除されています。

<保険料(掛金)率>(千分率)

(令和3年4月適用)

| 区分 | 保険料 | 掛金 | | |
|-------|--------|-------|-------|------|
| | 厚生年金保険 | 退職等年金 | 短期 | 介護 |
| 一般組合員 | 91.5 | 7.5 | 43.51 | 8.90 |

※ 保険料(掛金)率等は変更になる場合があります。

詳しくは公立学校共済組合東京支部ホームページhttps://www.kouritu.or.jp/tokyoをご覧ください。

● 標準報酬制とは

保険料(掛金)や各事業の給付額は標準報酬月額と標準期末手当等の額に基づき算定する仕組みです。標準報酬の等級および月額は、組合員が地方公共団体等から受ける報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて決定します。

標準報酬月額の決定・改定は以下のとおりです。

1 定時決定

実際に受ける報酬とすでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額をその年の9月から翌年の8月まで適用します。

2 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。

3 随時改定・育児休業終了時改定・産前産後休業終了時改定

標準報酬月額の決定後に、固定的給与等に大きな変動があり、一定の要件を満たしたときは、標準報酬月額の改定を実施します。

● 任意継続掛金

任意継続組合員となった組合員は、下記ア、イのうち、以下のどちらか少ない額に、短期任意継続掛金率 $\frac{84.2}{1,000}$ および介護保険料率 $\frac{17.80}{1,000}$ を乗じた額が1か月当たりの任意継続掛金になります(令和3年4月適用)。 注:介護保険料の徴収は、40歳以上65歳未満の組合員の方のみが対象です。

ア 退職した月の標準報酬の月額

イ 前年度の9月30日における全組合員(任意継続組合員を含む)の平均標準報酬月額(令和2年度は410,000円)

任意継続掛金の納付方法は前払いとなっており、毎月25日までに、翌月分の掛金を納付する必要があります。納付方法は任意継続組合員申出手続のときに指定していただきます。

掛金の支払方法は、「毎月払」「半年一括払」「1年一括払」があり、半年一括払および1年一括払の場合には掛金が割引になります。